陪審裁判とアフリカ、ザンデ族の裁判

―現実の社会的構成の観点から―

藤崎康彦

はじめに

一見関係なさそうな、あるいは(時として明白に)異質と思えるものを(あえて)比べてみることは、文化研究においても、発見の大事な方法である。比較の方法論的特徴(というより本質と思うが)は、「分類」の再検討である。つまり二つのものを異なるものとして隔てている境界線を変更すること―すなわち「線を引き直すこと」―である。ゲシュタルト心理学的な表現をすれば、それによって地と図の配置、全体の見え方を変えることでもある。今まで当然のことと思って見ていたものが、二つ並べてみることで、それぞれ何か異なって(時として「異様に」)見えて来るように(「異化効果」が働くように)することである。

本稿はこういう方法論的発想から、アフリカのザンデ族の裁判で「託宣」が証拠として用いられる事と、アメリカの陪審裁判において、陪審員の評議がなされて評決が出される事とを比較する。それぞれの裁判において、託宣や評決は最終的な決定(ザンデ族では王の、アメリカでは判事のそれぞれの判決)の根拠となる。当事者も社会一般も、それを受容する。従って、それらにおける社会的「信憑」が何によって作られているのかが問題となる。

明らかにしたいことは、日常的な談話(discourse)によって作られる間主観的な世界が、いずれにおいても「信憑」を作っていることである。そのための方法として、それぞれの「事例」や手続きの分析を行い、比較することとする。

第一章 陪審裁判

[We the Jury]

筆者は既に『12人の怒れる男』の分析を、「合理的な疑いを超える証明」はどのように否定されたかに関して行った⁽¹⁾。それは、陪審員の一人がいう「talk」(議論)することで、共通の認識、陪審が下す評決に対する確信が形成される過程であることを明らかにした。今回はもう一つの、ちょうど『12人の怒れる男』を裏返しにしたような、『We the Jury』(日本版 VHS ビデオは『告発文書2』1996年)という作品を先ず分析する。その上で、『12人の怒れる男』との比較を行い、評議の過程の意味を考える。

『We the Jury』は、元々は(『12人の怒れる男』もそうであったように)TVドラマシリーズであったようだ。調べた限り、日本でもアメリカでもDVDは現在のところ発売されていないようだ。また、原作や、ビデオのスクリプトも見当たらない。資料としてはこの日本版VHSビデオのみに依拠することになる。

作品の粗筋

1、陪審評議まで

O.J.シンプソン⁽²⁾ 以来の特ダネとメディアが興奮する殺人事件が起きた。テレビ・トーク・ショウの人気女性司会者であるウィン・アトウッドが、ある夜、夫が彼の愛人宅にいる時に拳銃で彼の顔面を一発で撃ち抜き、殺害したのである。愛人は風呂から上がったばかりで、止めることもできない位の短時間の出来事だった。アトウッドは、愛人に向かって、あなたも殺すつもりだったけどやめたと言って、犯行現場である寝室から警察に冷静に自ら電話をかけた。アトウッドはテレビ界のアカデミー賞といわれるエミー賞を受賞し、人気も収入も高かったので、センセーショナルな事件として、その陪審裁判は社会的注目の的となった。

裁判が開かれ、陪審員が選定された。裁判では、検察側はこの殺人は冷静で計画的で、冷血なものであり、第一級謀殺に相当することを証明すると述べる。弁護側は殺人の事実自体は争わず、殺人の種類と等級を争う作戦をとる。そのためには被告人であるアトウッドの精神状態を理解することが重要であり、それを明らかにすると陪審に述べる。つまり、心神喪失による無罪を訴えることはせず、心神耗弱などにより、謀殺よりはるかに刑は軽い故殺を陪審に認めさせる作戦である。

裁判での証人尋問を通して、弁護側は被告人を心神耗弱状態に追い込んだのは、 長期間にわたる夫からの精神的、肉体的虐待によるものであり、被害者はむしろ妻 であるアトウッドで、夫こそが彼女に引き金を引かせたのであると主張する。

2、陪審評議

これらの状況で、陪審たちは男性5人女性7人の構成で評議を始める。最初の投票では謀殺ではあるが、第一級とまでは言えない、あるいはより軽い罪であるという見方が大勢だった。結果は、故殺7票、第一級謀殺1票、第二級謀殺2票、無罪1票、棄権1票であった。しかし、極端でかたくなな姿勢をとる対立的な人物二人が問題を生じさせる。一人はインテリ風な風貌の白人で、かつ強硬なフェミニストである女性である。この事件は全女性たちが日常置かれている、男性からの虐待の結果生じた不幸な事例に過ぎない。すなわち悪いのは不貞を働き、女を虐待する男たちなのであり、女の立場を守るためにも罰すべきではないと主張する③。これに対して、第一級謀殺をはじめから主張するのは、男権主義的で、女性蔑視的な態度を隠さないラテン系の男性である。浮気をした位で撃ち殺されたのではたまったものではないと言う。

二人はそれぞれ、イディオロギーあるいは自分の身についた価値観で、初めから(予断を持って)判断している。フェミニストの女性は、被告人は無罪とすら言う。これに対して老年の穏やかな態度の白人男性が、判事の説示ではそれはあり得ず、有罪の等級の判断だけが陪審にできることだと指摘する。フェミニストの女性は挑戦的、戦闘的に、陪審は何でもできる、それだけの権限がある。無罪にすることは「jury nullification」⁽⁴⁾ で可能だと言い放つ。

男権主義者もフェミニストも証拠を偏見なく検討して主張しているわけではない。それを評議の途中から陪審長(foreman)になったベルという(劇の中では主人公の)白人女性が穏やかにコントロールし、対立が破綻に至らないようにしている。その過程でほかの陪審員たちからもいろいろな意見や疑問が出て、共通の認識が形成されてゆく。最初は弁護側の狙い通り大勢は故殺だったのに、評決は第一級謀殺となった。

これは、被告の心理状態を理解することが、等級の判断には必要であるなら、そのために事件当時の被告の行動を再現してみよう、というフェミニストの主張が(自分で陪審室の中を動き回りながら演じ始めたので、他の人たちも様子を見守った面があるのだが)ひとまず受容されたからである。再現して見せれば自分の主張が理解されるだろうと彼女は期待したのだろうが、その過程で彼女の意図に反して、かえって他の陪審員たちからいくつか疑問が出てくる。以下にそれらを一つ一つ見る。

① 再現を始めたフェミニストは、被告人は夫のクローゼットから銃を取り出したと言いながら動きを再現しようとする。それに対して、小さい声でつぶやくように、彼女は自分のクローゼットから銃を取り出したと言ったのだ、と指摘した、ヨーロッパからの移住者らしい訛り(アクセント)のある老婦人がいた。その発言に誰も気が付かないのだが、ベルが耳ざとく聞きつけて、彼女が何か言いたいようだと皆に注意を促し、発言させる。老婦人の聞き違いではないかとして、フェミニストをはじめ何人かは無視しようとするが、ベルは確かめる。一度(陪審員だけの)法廷に戻り、速記者が速記録を読み上げる。記録は確かに老婦人の言うとおりだった。

陪審員のほとんどは、アトウッドが証言のなかで、被告人が夫に対して離婚を持ち出したときに、夫が怒って拳銃を持ち出して脅したので、以後それには触れないようにした、と述べたので、夫のクローゼットと思い込んでしまったか、気にしていなかったのだ。しかし、確かめたように、彼女のクローゼットから取り出したのだとすると、それは夫の銃ではなく(未登録の所有者不明の銃が犯行に使われ、それが証拠として裁判所に提出されていた)、被告人があらかじめ準備しておいた銃だった可能性も出てくる。そうであれば、「計画」したことだったのかも知れないという疑い(suspicion)が生じる。

② 次に、銃は夫のものか、妻のものかは別にして、彼女は証言のような状態なら、そもそも夫を撃つことができたのだろうかという疑問が生じた。本人の証言に

よれば犯行時(興奮で)震えていた。意識が体の外にあり、自分の体が動くのを外側から見ているような感じで、気が付くと銃が発射されていた、ということであった。これについて、そういう状態で、一発で目の下を撃ち抜けるものだろうかと、男性の一人から疑問が出される。他の男性達も簡単ではないという。これに対して、フェミニストの女性は狙って撃てば好いだけのことだとして、疑問を葬ろうとする。男権主義者は、簡単だと言うならやってみろと執拗に挑発する。フェミニストは試してみる羽目になり、取り寄せた証拠品の、弾は込めてない銃で男権主義者を狙って撃つが、震えている手では当たらない。何人かの陪審員に、被告は冷静に意識を保って、狙って撃ったのかも知れないという疑い(suspicion)が生じる。

これに対してフェミニストは、弁護側証人である、虐待とその被害者の心理を専門とするクウィンテロ博士の証言を引き合いに出して抗弁する。博士によれば、被告人は(虐待の被害者がそういう状態にままなるように、意識状態が変容し)心と体が分離して事の流れがゆっくり見えて、明瞭に静かに感じられる状態だったのだから、(一発で正確に撃つことは)可能だと反論する。これについては、この時点でははっきりとした判断が下せないまま、しかし疑念は多くの陪審員達に広がってゆく。

- ③ しかし、決定的な疑問は被告人の言う夫の「虐待」に関して生じた。本当に被告、弁護人の主張するように、夫は被告人を虐待していたのだろうか。もし虐待が嘘であるなら、被告人の行為は謀殺である。逆に虐待が事実なら、被告人は心身共にダメージを受け、正常な判断力を失っていた可能性はあるので、故殺とせねばならない。つまり評議が深化してゆく過程で、被告人の精神状態の判断が罪の等級の判断を決めるのなら、虐待の有無とその影響をこそ評価しなければならないことを陪審員達は理解する。議論の焦点は虐待に合わせられる。それは被告人証言の信用性を判断するのに決定的な重要性を持つ。
- ④ 夫は不実な遊び人だったか。上記③の議論の分析に入る前に、ドラマの上で重要な伏線になるこの疑問が議論される。離婚をどちら側が望んでいたかが、殺人の動機の判断に影響する。愛人の証言では被告人の夫は、愛人との結婚を望み、被告人との離婚を愛人に対して約束していた。これに対し、被告人は夫には複数の愛人がいたと証言している。これらについては、愛人の言うことなど信用できないという立場と、愛人であっても妻と同じ鋭さで、相手に他の愛人がいるかどうかは見破るものだ。夫は妻に対しては不実であったが、愛人に対してはそうではなく、ただの遊び人ではなかった、と判断する意見が出る。なぜなら、被告人に複数の愛人が夫にいたと主張させておきながら、弁護人は検察側証人である愛人に対しては、彼に別な女がいたか反対尋問で聞かなかった。愛人がきっぱり否定することを弁護人は知っていたからだ、と判断する陪審員が現れる。これを筆者なりに敷衍すれば、つまり、夫の人物像を否定的に描き、妻の主張する虐待の信用性を増す意図が弁護人にはあったと劇では示唆しているのだ。

フェミニストはこの事件を、女を虐げる不実で横暴な男と虐待される女の対立一

般の、一つの象徴的事例とみている。だからこそここで虐げられている女たちを救うためにも、被告人を無罪にしなければならない、そういう(政治的)メッセージをまさにここで発すべきなのだと一貫して主張している。しかし、ここでの議論で、これは男対女の政治的問題ではなく、被告人と夫との個人的な葛藤の問題であると陪審員は理解し始める⁽⁵⁾。だからこそ虐待の有無が決定的になるのだ。

(5) 虐待はあったか。これについて、虐待が事実なら、弁護側は被告人の父母な ど親族や、友人達を喚問して証言させるはずであろうとの疑問が生じる。それに対 してもフェミニストは、専門家証人が言っていたように、虐待の被害者はそれを恥 じて沈黙するものである(だから親族や友人は知らなかったはずなのだ)と反論す る。若い女性陪審員の一人は、そうであるともとれるけれど、自分の友人の一人が やはり虐待を受けていて、しかし周囲には黙っていた。けれども私にはそれが分 かった。そういうことは周りの人が気付くものだろうという。これにもう一人の女 性陪審員も同意する。フェミニストは、女性虐待の犠牲者(survivor)は、それこ そ強制収容所を生き延びた人と同じような状況に置かれるのであり、証人のクウィ ンテロ博士の言うようにと、証言内容を繰り返し始めると、一番若く見えるアジア 系の女性陪審員がそれを訂正する。フェミニスト陪審員が言っているのは、証言の クウィンテロ博士が引用した、もう一人の専門家であるトウルーブラッド博士の 言ったことばだと言う。男性陪審員がその博士の名をどうして知っていたのか聞く。 彼女は、その博士はすごい人らしくて、アトウッドのテレビ・ショウにも出て話を していたから覚えていると答える。また、彼女は他の著名なショウにも出て同じよ うな話をしているとも言う。他の女性陪審員がアトウッドの番組での話はどんな内 容だったのか聞く。裁判での証人であるクウィンテロ博士のような話、妻虐待の悲 劇について例を挙げながら、被害者は心の傷を負い、夢遊病のような症状を見せる ことがあるとか、同じような話だったという。これで、被告人はトウルーブラッド 博士と話をしていること、彼女の著書も読んだことがあるかも知れないと疑う (suspect する) 陪審員が出てきた。また、だからこそ証言で迫真の証言ができたの だ。どういうことを言うべきか正確に知っていたのだ、と得心のいったように言う 人も出てきた。フェミニストは飽く迄反撃し、専門家の話によって、被告人は自分 も同じような目に遭っていて(置かれた状況の)理解を深めただけかも知れないと 言う。ここでこれまでずっと静かに議論を見守っていた陪審長のアリスが、フェミ ニストに対して言う。(専門家の話を聞いて)理解できたのなら、被告人は分別は あった(rationalであった)はず。追い詰められて自分を見失ったりはしてはいない、 と。

これでフェミニストは崩れてしまう。泣きながら(女たちを)裏切ることはできないという。ここに至るまでに、虐待があったかどうかについて多くの陪審員が疑念を抱いたときに、フェミニストは男はやりたい放題で、女は不利益を受けることに我慢がならない、これは私なりにその不公正を正すチャンスなのだと言っていた。これは政治裁判ではないとの指摘にも、まさに政治だという。アリスはその後、無

罪に固執するのは女たちが虐待されているからかと確かめる。フェミニストは、そうではない、(被告人である)彼女が虐待されているからだと答えた。アリスは、もし彼女の話が嘘だったらどうかと尋ねる。フェミニストは、もし嘘をついているなら、その場合は謀殺だと答える。こういうやり取りがあった末、被告人は虐待に関して嘘をついていて、証言の信用性が根底から崩れてしまったわけである。論理的には謀殺を認めなければならなくなっても、感情的にはまだできないでいて、葛藤に陥っている。それを見て、アリスは(ここで謀殺と認めても)女性(一般)を裏切ることにはならない、これは嘘をついた特定の女性の事なのだと論す⁽⁶⁾。それによって、フェミニストも第一級謀殺という評決を受け入れた。

3、小括

このドラマの中の評議では、ある局面では、特定の主張をする人と反対する人(第一級謀殺とする人と無罪と主張する人)との折り合うことのない不毛な対立のような状況を呈する。しかし、他の多くの人が様々な論点を持ち出し、議論して、徐々に共通の認識(被告人は夫から虐待を受けたと嘘を言っていると判断され、証言は信用できない。また証言が信用できないなら、犯行は、心神耗弱でのことではなく、事前に準備された計画的な行為と見なすべきだ、など。)を形成してゆく。これは議論を通じて自ら洞察に至ったり、他の人々の同意を獲得したりする過程である。特に、議論の直接の相手ではなく、議論を聞いている周りの人たちの支持を得てゆく過程は、ディベートのあり方そのものである。陪審員は、自然にディベートを実践している。

形式的にはそうであるとしても、問題はその効果である。個性の異なる12人の陪審員たちの議論(「talk」)を通じて、裁判の対象となっている事件について、その時何が起こっていたのか、真実(reality)はいかなるものであったのか、の共通の認識が形成されている。この事件の真実が間主観的に構成されたのである。だからこそ陪審員は皆自信あるいは確信を持って評決を出すことができた。

陪審の出した評決は判事によって「判決(sentence)」として、相応の量刑と共に被告人に言い渡される。法的にはそれで終わりである。特に無罪判決の場合は、重ねて同じ罪に問うことは禁止されているので、それで確定する。勿論有罪の場合は、被告人は上訴することはできる。検察は被告人に対する不利益上訴はできないのである。このように、特に無罪評決は、最終的に一つの社会的現実を作り出す。

これは、陪審裁判に対する信憑が、アメリカ国民の間に確としてあるからである(トクヴィルもアメリカの民主主義の根幹の一つとみている。『アメリカのデモクラシー参照』)。陪審員の務め(jury duty)を果たすことは、(少なくとも理念としては)国民の重要な義務だと感じている。同じ地域社会の住民である人々によって裁かれる方が、一人の権力者によって裁かれることより望ましいことであるとしているのである。陪審裁判に対する信憑があり、その陪審評議では何が行われているかと言えば、一つの問題についての話し合い、談話(discourse)である。つまり談

話によって社会的現実が構成されているのである。これは、自分と同じレベルの一般市民が「talk」によって理解した事柄は「真実(=現実)」であるとの信憑なのである。

そしてそれは、他の社会の裁判においても、異なった形ではあるが、見られることである。

第二章、ザンデ族の妖術と託宣

人類学の歴史で、妖術研究での最高の業績は、エヴァンズ=プリッチャードのザンデ族の研究である。そこでは託宣が妖術への対抗手段として日常的に用いられる。妖術への信念と託宣への信憑は互いに補強し合い、彼らの社会的現実を構成している。そして、託宣は王の主宰する法廷での証拠としても信憑されている。我々現代人の感覚からすると、これは古代の盟神探湯のような神明裁判によっている、迷信に過ぎないようにも見える。しかし、ザンデ族の日常社会はある面論理的に構成されているのであり、論理的推論のあり方などは我々と変わらない。推論の前提となる妖術への信憑だけが異なっているのである。その観念を前提とするなら、そこから後の推論は我々にとって完全に理解可能である。その妖術=託宣複合とも言うべき社会的構成の要点を、エヴァンズ=プリッチャードの大著に基づいてまとめてみる。

ザンデ族の妖術と託宣

1、ザンデ族の妖術

エヴァンズ=プリッチャードによれば、ザンデ族では、妖術とはある人の生得的 な能力により、無媒介に周囲に(破壊的な)影響が及ぶと考えられている現象である。

ザンデ族においては父系の系統を通じて遺伝する「妖術物質」を持つ人がいる。 妖術物質は人が幼いうちは機能しないが、成長するとそれと共に大きくなり、潜在 的なパワーを持つ。妖術物質を持つ人が他者に無意識にせよ「ねたみ」や「嫉妬」 などを感じると、妖術物質が活性化され、力が無媒介にその他者に及ぶ。他者は病 気になったり、その他の不幸、災害に見舞われたりすることになる。意図的に何か を行うわけではない。従ってその力を技術として身に付けるわけでもない。その点 で技術として習得したりする呪術とは異なる。

社会的な現実としての妖術の特徴は、実際には「被害者」(自分にとって不都合な事態を他者からの妖術的影響によるものと解釈する人、現実にはザンデの人々はそう考えるのが普通である。)だけがいて、「犯人」は事後的に「探知され」「告発」されるだけであることだ。これはザンデ族でも、(妖術研究のもう一つの古典である、アメリカ先住民の)ナバホ族でも西洋中世の魔女狩りでも同様である。その張

本人とされる人はしばしば、人から告発されるまでは自分がそうであるなどとは考えていない。実は、被害者のみが存在して、事後的に行為者が社会的に構成されていくという意味での妖術は、日本も含めて、どこの世界にもあると考えられる。

2、ザンデ族の託宣

ザンデ族は例えば病気になったとき、他の人間からの影響を考える。急性で劇症の時は邪術(呪術を、人に害をなす側面から言う場合、邪術と言うことが多い。) にやられたと想定する方が多い。一方慢性の消耗性の疾患や、外傷などが治りにくい場合などは妖術を疑う。

妖術ではないかと疑うと、人々はオラクル(oracle)(託宣)をする。オラクルには三種類ある。擦り板のオラクル、白蟻のオラクル、毒のオラクルである。エヴァンズ=プリッチャードの現地調査当時では、この順に信用度、威信が高くなる。王が部下に命じて行う「毒のオラクル」は、最高の威信を持つ。

人々は日常、常に妖術の影響を気にしていて、自分自身で考えるときも、また周りの人々と話すときも、妖術を前提として話をする。男達は小さな把手のような脚が付いた、スツールのような「擦り板(rubbing board)」を持ち歩いていて、気になるとそれで託宣を行う。時として仲間と連れだって、ブッシュに隠れて、「毒のオラクル」を行い、疑念を確かめ合う。

「毒のオラクル」の「毒」(エヴァンズ=プリッチャードが「poison oracle」と訳しているので、それを更に日本語にするとこう表現せざるを得ない。ザンデ語で「ベンゲ」という。また、これを使う託宣もまた「ベンゲ」という。)は、ある蔓草(これも「ベンゲ」という)から採った物質を使う。粉にして保存しておくのであるが、その蔓草の採取、加工、保存、使用にあたっては細かで厳密な禁忌があって、それを守らないと効果が失せるとされている。(この物質にはキニーネが含まれていることが科学分析で分っている。)

この託宣を行うに当たっては、先ず「ベンゲ」の粉を水で溶き、程良い堅さのペーストにする。雛鳥 (鶏を各家庭で飼っている)の首を掴んで棒や草の葉に掬ったベンゲを咽に突っ込む。その後質問をする。例えば「自分達の親族の何某が病気で弱ってきたが、これは妖術の影響か、そうであるならばベンゲよ鳥を殺せ、そうでないならば救え」というような問いかけをするのである。鶏が死んだとすると、答えは「然り」となる。

普通はこの答えを確証するためにもう一回表現を変えて同じ内容の質問をする。 ただし今度は正しければ(この場合)鳥を救え、正しくないならば鳥を殺せという ように、組み合せを逆にする。そこでも「然り」(この場合は鳥が生きる)となっ たとき、始めて確証されたことになる。必ず、最初の質問と二回目の補強質問とで、 どちらかで鳥が死に他方で鳥が生きる形でなければならない。

このとき、質問を語りかけている対象は、雛ではない。また、何か人格的な神秘 的存在を雛の背後に想定して、それに問いかけているわけでもない。このような操 作全体が「毒のオラクル」すなわち「ベンゲ」なのである。だからこそ、約束事を 守って、厳密な操作を行わないと、それは効果はなく、間違えた託宣が出てきてし まう。

このようにして質問を重ねていき、先ず妖術の影響によるものかを確定し、最終的には誰が妖術者かを同定する。妖術者と同定された人に対しては、使者を立てて影響を撤回するように要請に行く。同定のときに使われた鳥の羽を棒に差し、病人の親族などが妖術者のところに行く。

妖術者に対するアピールの仕方は社会的に様式化あるいは制度化されていて、決して妖術者を侮辱したり、攻撃したりするような表現はとらない。我々の親族が病気で苦しんでいる。オラクルによってあなたの影響が関与していると示された。それを撤回して貰いたい、というように静かに礼儀正しく要請する。

これに対する妖術者の対応も社会的に様式化されている。妖術者にしてみれば身に覚えのないことである。しかし、無視したり怒ったりしてことを荒立てることはしない。自分にとっては全く思わなかったことだが、病気の人がいることは遺憾なことだ。もし私の影響であるとしてもそれは私が意図したことではない。私の悪意のないことの証を示そう、ということで、妖術者はお椀から水を含んで使者の足元に吹きかける。これで(妖術の影響は鎮められたので)あなた方の親族は回復するであろうと、述べる。

使者達は満足して礼を述べて帰る。この人の妖術の影響はこれで去ったとして経 過を観察する。病人が回復の兆しを見せれば、まさに妖術の実在、オラクルの有効 性などが、確実な現実感と共に確証される。もしも回復しない場合は例えば次のよ うに考える。ベンゲが汚染されていて、オラクルが正しく働かなかった。当該の妖 術者の影響が去った後、新たな妖術者の影響がかかってきた。オラクルをされると 察知した妖術者がオラクルに影響を与え、自分の前に別な人をいわば盾のように立 てて、オラクルが自分を探知しないようにした、等々である。

これらのいずれの可能性を想定しても、もう一度オラクルをやり直すか新たな妖術者の探知のオラクルを始めるかになる。経験的な事実が妖術的な世界観を疑わせることは決してなく、今回の特定のオラクルが失敗したとしか考えない。失敗すれば更に入念にオラクルをやり直すことになる。妖術的世界観は、世界の現象を破綻なく説明できるのであり、その世界観の外に立たない限り(つまり妖術とは別の説明原理を前提として措定しない限り)別な見方は出来ない。

この様な意味で、妖術はザンデの人にとって、まことに自然な、日常的現実なのである。

3、裁判と託宣

ザンデ族にはいくつかの王国があったようで、イギリスの植民地にされてからも 王は権力と威信を保っていた。王の臣民達の間の紛争(恐らく民事的な事件が主だ と思われる)は王の法廷で裁かれる。例えば姦通事件である。ザンデ族の間では姦通は日常的な出来事で、しばしば法廷に持ち込まれる。姦通の当事者は当然否定する。それぞれの夫や妻が非難しても、その現場を押さえていない限り水掛け論になる。王は姦通を疑われている男女に対し、毒のオラクルを行うがよいかと確認する。(了承しなければそのこと自体が姦通を認めたと同然と社会的にみなされるので)当事者は了承する。王は代官(deputy)に命じて託宣を行わせる。その結果は決定的な真実を示すものとして、受け取られる。結果が、この男女は姦通を犯したと出れば、王はそれぞれに相応しい制裁を与えて、一件落着となる。誰も異議は唱えないが、王の権威への服従と言うより、(王の行う、それ故に最高の威信を持つ)託宣への信憑の方が決定的であるように感じる。

終章、談話の宇宙一結語に変えて

アメリカの陪審裁判での評議と、ザンデ族の妖術と託宣⁽⁷⁾ の話とでは、異質すぎると思われるだろう。しかしここで示したように、その社会の成員間の日常的な談話(discourse)がそれぞれの信憑を支え、社会的な現実を作り上げている。日常的な茶飲み話程度ではなく、それぞれ人の生き死に(ザンデ族の、植民地化以前の昔では、王は人に直接ベンゲを投与し、その結果死ぬこともあったとされる。)に関わる事でも同じなのである。

確かにザンデ族の場合は、妖術の観念から日常的に託宣などについても話したり 実践したりしている。その現実性の中で、裁判でも使われているのであるが、陪審 員制度はそうではないと言うことができるかも知れない。しかしながら、それは国 民の大事な義務として日常受容されており、映画やドラマ、テレビ報道(裁判中継 専門の局まであるそうだ)その他のメディアで、陪審裁判は普通の日常として生活 に入り込んでいると言うことができる。裁判が終われば、陪審員達は発言が自由な ので、大きな裁判ともなると、多くの著書も著されて、いくつかはベストセラーと 言っていい位売れるようだ。そのような意識を背景に、具体的な事件について、陪 審員達が集中的に評議(内容は議論、「talk」である)というまさに談話の小宇宙 を形成する。その結果、有罪とか有罪ではない(guilty or not guilty)とかの現実 が構成される。その現実は、当事者にとってのみならず、社会にとっても「真実」 なのである。

このような見方は社会学の「構築主義」あるいは「構成主義」(いずれも「constructionism」の訳語)的見方からすれば、常識であって、あえて述べる必要もないとされるかも知れない。しかしながら、日本の刑事裁判を傍聴してきた経験から、実体的な真実(犯人の自白によって得られるような)を重んじる立場と、人々が信憑を置くことのできるほどの、適正な手続きを経て構成された「真実」を重んじる立場では、裁判に対する態度も異なるだろうという見解を筆者は抱く。これについては、本稿では議論できないが、機会があったら試みてみたいと思っている。

参照資料

Evans-Pritchard, 1937 Witchcraft, Oracles and Magic among the Azande. Oxford U.P (エヴァンズ-プリッチャード2000 『アザンデ人の世界』 みすず書房)

トクヴィル2005-2008 『アメリカのデモクラシー』(全四分冊) 岩波文庫

VHSビデオ

『告発文書 2』 TAA-30581 発売 TAKI(株) タキコーポレーション 1995 年

DVDビデオ

『スーダン [アザンデ族]』 (Witchcraft among the Azande) (株) グローバル・リンケージ 1982年

注

- (1) 藤崎康彦2015「刑事裁判において『合理的な疑い』とはどのような意味か―陪審員の評議を 描いた映画の分析を通じて」『コミュニケーション文化 第9号』pp.130-37跡見学園女子大学文 学部コミュニケーション文化学科
- (2) アメリカの元フットボール花形選手。1994年に離婚した妻ともう一人を殺害したとして、裁判が行われた。1995年に陪審の無罪評決が出た。
- (3) 第2次フェミニズムのスローガン、「個人的なことは政治的なこと (The personal is political.)」を想起させる主張である。恐らく脚本もこれを意識していると思われる。
- (4) 判事は、証人調べなどすべての審理が終わり、陪審が評議に入る前に、事件を考えるに当たって陪審員が守らなければならないことなどの注意を与える。これを「説示 (instruction)」というが、陪審はそれを無視した評決を出すこともある。それを指す概念。なお、「hung jury」は陪審員の意見がまとまらず、これ以上評議しても評決に至る見込みがないと陪審員達が考えたときに、「評決不能」を判事に申し出る。それを指す概念。
- (5) 上記 (3) の「個人的なことは政治的なこと」を逆転させ、フェミニストの言う政治的な事件ではなく、まさに個人的な事件だと認識する、劇の中では転回点になる場面と考えることができる。
- (6) 敗北感を味わうフェミニストに対し、今回の事件は嘘の証言をした特定の女性を罰するものであり、信念は間違えておらず、女性一般を裏切ったことにはならないと慰めている。ドラマとしてのメッセージとして、フェミニズムの主張を否定する事は避けたのであろう。
- (7) 説明が最後になったが、託宣と占い (divination) とは異なる。占いは具体的な現象、例えば 亀の甲羅や牛の肩胛骨の上のヒビ、あるいは掌のスジなどを未知のものの兆し、徴 (しるし) として解読することである。特別な知識を持った専門家が前提となるが、解読の約束さえ了解 できれば日常的に行うことができる。託宣は、何らかの力、多くはカミなどの人格的な力に働 きかけて言語的な応答を得る手続きである。言語的な応答は様々な形があり得る。日本の神社 の「おみくじ」もそこで祀られている神の言語的な応答であり、託宣の一種である。